

# 軽自動車税 減免申請を お忘れなく

次の場合、申請により軽自動車税が減免されます。

- ①身体などに障害のある人（18歳未満の身体障害者・知的障害者・精神障害者の場合は、その人と同一の生計を営む人を含む）が所有する軽自動車などで、障害の程度が次の表に該当する場合（1台のみ、事業用不可）

※自動車税の減免と重複はできません。

- ②構造が専ら身体障害者などの利用に供するためのもの（8ナンバーの車両で、車検証に身体障害者輸送用、車いす移動車などの記載のあるもの）

**持ち物** ①各種手帳、運転免許証、車検証、印鑑②車検証、印鑑  
※申請者の個人番号のわかる書類の原本（マイナンバーカードまたは通知カード）が必要です。

**申込み** 5月31日(火)までに**税務課管理係**

※福祉タクシー料金助成制度との併用はできません。

軽自動車税の減免区分表（2つ以上の障害がある場合は、総合等級ではなく、それぞれの障害の級で判断）

区 分		障害者自身が運転する場合	障害者と生計を一にする人または障害者を常時介護する人が運転する場合	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1～4級		
	聴 覚 障 害	2・3級		
	平 衡 機 能 障 害	3級		
	音 声 機 能 障 害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	上 肢 不 自 由	1・2級		
	下 肢 不 自 由	※ 1～6級	1～3級	
	体 幹 不 自 由	1～3級、5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	
		移動機能	※ 1～6級	1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障害		1、3・4級	1、3級
免 疫 機 能 障 害		1～4級	1～3級	
肝 臓 機 能 障 害				
戦傷病者手帳	視 覚 障 害	特別項症～第4項症		
	聴 覚 障 害			
	平 衡 機 能 障 害			
	音 声 機 能 障 害	特別項症～第2項症（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	上 肢 不 自 由	特別項症～第4項症		
	下 肢 不 自 由	特別項症～第6項症、 第1～第3款症	特別項症～第4項症	
	体 幹 不 自 由			
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・肝臓機能障害		特別項症～第3項症		
療 育 手 帳		A		
愛 護 手 帳		1・2度、A		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		1級		

※7級でほかの障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人は6級の区分とします。